

## 9.18 文化財等

### 9.18.1 調査結果の概要

#### (1) 調査項目

埋蔵文化財包蔵地の状況、関係法令、計画等としました。

#### (2) 調査の基本的な手法

##### ① 埋蔵文化財包蔵地の状況

###### ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

##### ② 関係法令、計画等

###### ア. 文献その他の資料調査

以下に示す関係法令等の内容を整理しました。

- ・文化財保護法
- ・横浜市文化財保護条例
- ・神奈川県文化財保護条例

#### (3) 調査地域・調査地点

###### ア. 文献その他の資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### (4) 調査時期

###### ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

#### (5) 調査結果

##### ① 埋蔵文化財包蔵地の状況

###### ア. 文献その他の資料調査

埋蔵文化財包蔵地の調査結果は、「3.3.8 文化財等の状況」(P.3-149～3-157)に示しました。また、対象事業実施区域及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布の状況は、図9.18-1に、対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要を表9.18-1に示します。

対象事業実施区域内には瀬谷区に6箇所、旭区に3箇所の埋蔵文化財包蔵地がありますが、瀬谷区の2箇所においては、米軍基地敷地内により破壊、宅地化により破壊という状況でした。

表 9.18-1 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畠地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畠地	台地上	古墳	別太羅塚古墳（円墳）、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畠地・公園・宅地・雜木林	台地上	縄文（前・後期）・弥生（後期）・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 768 付近	散布地	畠地	低位段丘上	歴史	
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畠地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 7431 付近	散布地	畠地・荒地	台地縁辺部	歴史	
旭区	A15	上川井町 1895 付近	散布地	畠地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A21	上川井町 136 付近	散布地	畠地	台地上	(不明)	—
	A22	上川井町 1614 付近	散布地	畠地	台地上・斜面	縄文（中期）	—

- 注：1. 表中の地点は、図 9.18-1 に示す番号と対応しています。  
 2. 備考欄の「—」は、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」の備考欄等に記載が無かつたことを示します。

## ② 関係法令、計画等

### ア. 文献その他の資料調査

#### a. 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 法律第 214 号）

文化財保護法は、文化財の保存、活用と、国民の文化的向上を目的とした法律で、有形、無形の文化財に分類されます。

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合は、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等が必要であり、また新たに貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合にも届出等を行うよう求めていきます。

#### b. 横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月 条例第 53 号）

文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき、横浜市内に存在する市にとって重要な文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的としています。同条例では、市指定の文化財や史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財に対する市民・所有者等の責務、所有者の管理義務、現状変更等の制限などの規定が定められています。

#### c. 神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年 4 月 条例第 13 号）

文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき、神奈川県内に存在するもののうち、県にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、県が行うこととされた文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって県民の文化的向上と我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。同条例では、指定された文化財を所有・保持する県民は、適切に管理する義務があることや、所有者が変更になった時の届出、現状を変更する場合には許可が必要であること等が定められています。

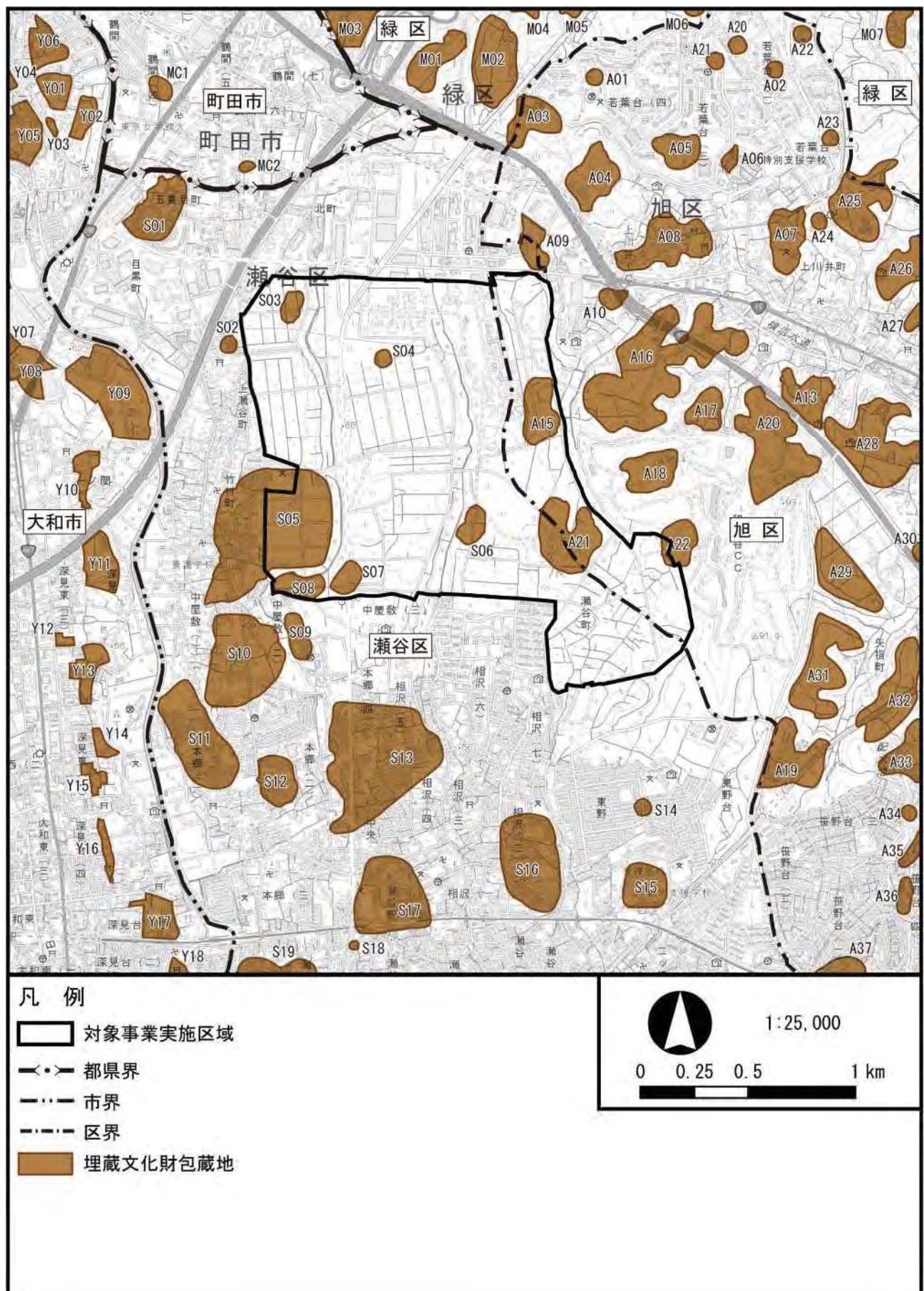


図 9.18-1 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

## 9.18.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ①予測項目

工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としました。

#### ②予測地域

対象事業実施区域としました。

#### ③予測対象時期

工事期間中としました。

#### ④予測方法

埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を重ね合わせ、改変の程度について定性的に予測しました。

#### ⑤予測結果

##### ア. 予測の前提条件

対象事業実施区域内において確認されている埋蔵文化財包蔵地については、瀬谷区の2箇所は米軍基地敷地内により破壊、宅地化により破壊という状況です。

造成工事の実施により文化財等（埋蔵文化財等）が発見された場合は、関係機関と協議のうえ、必要な措置を行ったうえで、造成工事を行います。

##### イ. 予測結果

対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と、施工計画（盛土と切土の範囲）を重ね合わせて、図 9.18-2 に示します。これによると掘削工事に伴う切土工事の範囲には埋蔵文化財包蔵地はほとんど存在しておらず、埋蔵文化財包蔵地が存在する範囲では盛土工事を主に行うため、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいものと考えられます。

また、工事中において新たに貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を行うことから、造成工事の実施による文化財等への影響は小さいものと考えられます。

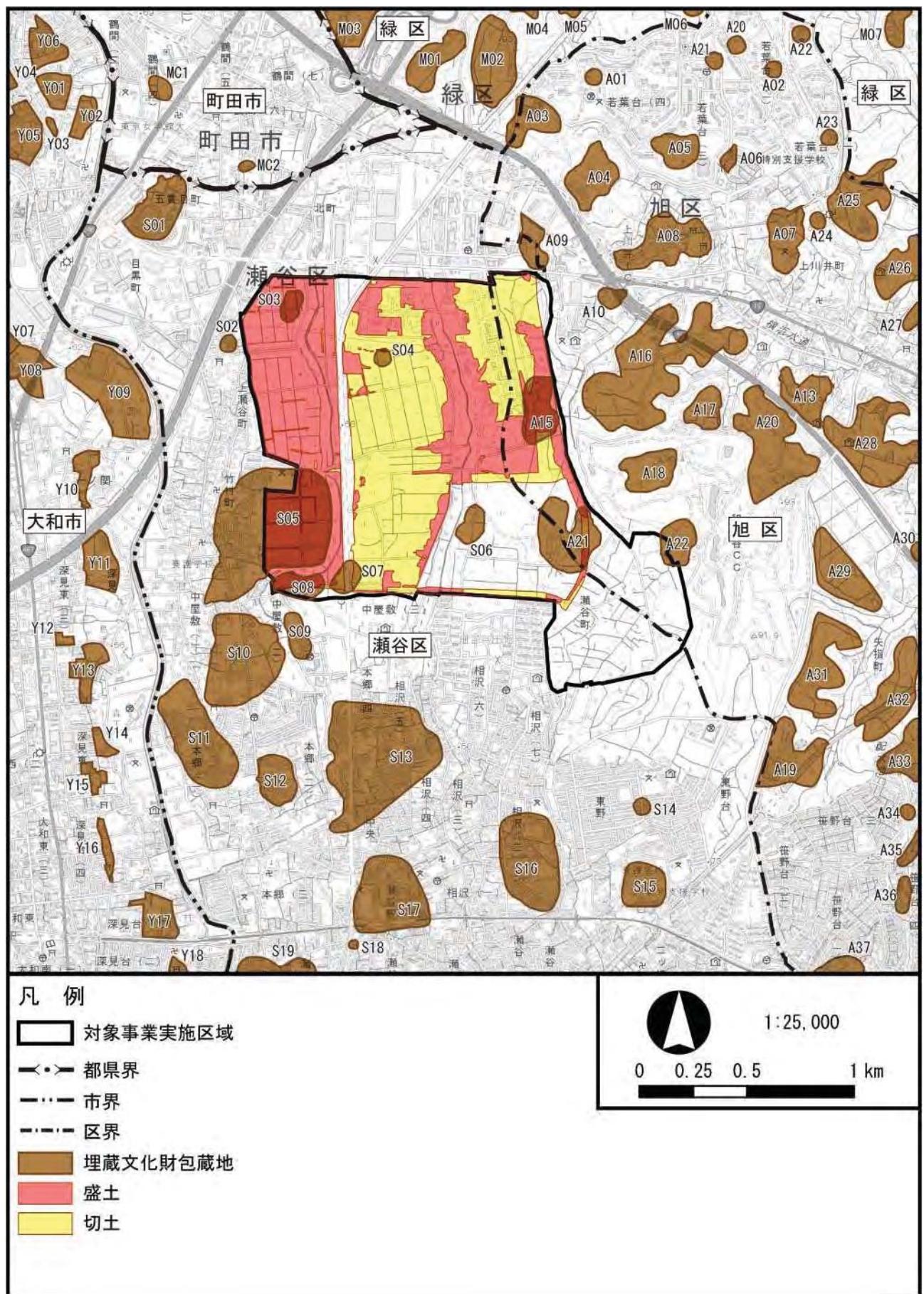


図 9.18-2 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画の重ね合わせ

## (2) 環境保全措置の検討

### ①環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減すること目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.18-2 に示します。

表 9.18-2 環境保全措置の検討の状況（文化財等）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な施工計画	適	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画により、文化財等への影響が低減できることから、適正な環境保全措置であると考え、採用します。
「文化財保護法」への適切な対応	適	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことにより、文化財等への影響が低減できることから、適正な環境保全措置であると考え、採用します。

### ②環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

造成工事の実施に伴う文化財等への影響を低減させるため、表 9.18-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.18-3 環境保全措置の実施の内容（文化財等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	埋蔵文化財への影響 埋蔵文化財包蔵地への影響の低減	適切な施工計画	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画にすることにより、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			「文化財保護法」への適切な対応	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことで、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

### (3) 評価

#### ① 評価手法

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

文化財等への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価しました。

#### ② 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では掘削工事をできる限り行わない計画とすることから、埋蔵文化財包蔵地への影響は少ないと予測します。

なお、造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。その上で文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、関係機関に直ちに届出を行い、協議により必要な措置を行ったうえで造成工事を行います。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、できる限り環境影響の低減が図られると評価します。

### (4) 事後調査

本予測方法で用いた施工計画は、現時点で計画されたものであり実際に工事を行う時には掘削工事の位置が変更する可能性があります。また、埋蔵文化財包蔵地についても、工事中に予期せぬ場所で発見される可能性もあります。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.18-4 に示すように実施します。

また、文化財等への影響については、埋蔵文化財包蔵地での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況を確認するため、後掲表 11-1(3) (P. 11-4) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.18-4 事後調査の項目等（文化財等）

環境影響評価項目		事後調査の時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素	影響要因				
その他の項目	文化財等	造成工事の実施	掘削工事中の適宜とします。	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況。	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況について、工事関係者へヒアリングを行います。